

令和5年度 佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度佐倉市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,886千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,531千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年8月28日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		38,768	△4,886	33,882
	1 繰入金	38,768	△4,886	33,882
歳入合計		41,417	△4,886	36,531

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		37,900	△4,886	33,014
	1 施設管理費	37,900	△4,886	33,014
歳出合計		41,417	△4,886	36,531

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水スクリーンユニット分解整備事業 (農政課)	令和5年度～令和7年度	4,887